

分析的判断の意義と限界

高橋 克也*

カントが提案した「分析的認識」と「総合的認識」という区別の意味を明らかにすることがわれわれの狙いである。そのための一ステップとして、カントのこの区別に対する論理的解釈の限界を示し、認識論的な解釈がなされるべきであるということをこの論文では示す。

「分析的判断」と「総合的判断」、あるいは「分析的命題」と「総合的命題」というカントによって導入された分類は、その定義・説明が曖昧さ、混乱を含むという理由でたびたび批判されてきた。とりわけこの曖昧さに敏感で、かつ重要な再定義を行った人たちは、アルベルト・コーファが「意味論の伝統」(Coffa, 1991)としてまとめ、ジョエル・プルーストが「形式の問題」(Proust, 1981/1989)の系譜に数える、ボルツァーノ、フレーゲ、論理実証主義者らの流れである。『論理学研究』のフッサールも上のような問題意識に導かれている点ではこれらの人々と共通する。彼らは論理学と論理的意味論の見地から「分析性」の概念に大きな関心を持ち、この概念をカントの定義のもつ混乱から救い出して、かつ「分析性」の領域の豊かさを示してみせることにあったと言ってよい。

彼らの仕事は分析哲学・現象学の礎石であり、それらが哲学に与えた概念分析の能力については何びとも否定できない。そして、「分析的認識の領域の豊かさをカントは知らなかった」と批評するのも誤りではない(Husserl, S.203; Proust, 1981/1989, pp.158-160; Bennet, 1966, p.8)しかし、だからといって「総合的認識」が哲学に

は必要だというカントの中心的テーマが無効になっただけではないのである。概念の分析をいくらやってもその対象の本質に迫るにはおのずと限界がある。概念分析を過信することは、実験、観察、体験する必要があるはずのテーマに関して「・・・の意味論」といったタイトルの哲学をアームチェアに座ったままやれると夢見ることにつながる。分析なしに認識は深まらないが、実験、観察なしには本当の意味で認識が拡張されることはない。そして、本当の意味で認識を拡張する努力をしない人が認識の意味論的分析を行うとしても、これまたたかが知れているであろう。カントの言う「総合的認識」とは真に拡張の働きをする認識であり、「ア・プリオリな総合的認識」とは認識の拡張の仕方に関する認識にほかならない。この当然の教訓がカント哲学から引き出されることが少ないのは、「総合的認識」の特徴である「概念の外に出る」ということが、カントのテキストにおいて二重の解釈を受けつけるようになってきているのを一因としている。論理的解釈は、それを、命題において、主語概念の定義に属さないような述語を主語に付加することだと読む。だが、それが「概念の外に出る」ことであるならば、これほど簡単なことはない。本当に「概念の外に出る」ということは、実験・観察するということであり、ときに主語概念の定義そのものを本質的に改善しようような知的活動なのである。

1 カントの「分析的判断」の定義

カントによる「分析的 / 総合的」の定義は次

* たかはし・かつや
埼玉大学教養学部准教授、近代ドイツ・フランス哲学

の通りである。「分析的判断」とは、「述語Bが主語Aの概念のうちにすでに含まれている」ような判断であり、「総合的判断」とは、「述語Bは主語Aとむすびについてはいるが、しかしまったくAという概念の外にある」ような判断である(B10)。分析的判断は主語の概念に何も付け加えることがない。というのも、述語の表す概念は主語概念の部分概念であり、「主語の概念においてすでに(乱雑にもせよ)考えられていた」ものだからである(B11)。それゆえ、主語の概念の「解明」を行うだけである。「物体はすべて拡がりを持つ」(ibid.)、「金は黄色の金属である」(Prol., § 3)などがカントの挙げる例だ。他方、「総合的判断」は、「主語の概念においてまったく考えられていなかったもの」を述語としてつけ加えるのであり、それゆえわれわれの認識を拡張する内容を含んでいると言うことができる。

「物体はすべて重さをもつ」がその例である。分析的判断が「解明判断」であるのに対して、総合的判断は「拡張判断」であると言われる。

カントはまた、分析的判断が同一律ないし矛盾律にのみ依拠して正しいと分かる判断であるというふうにも説明している。主語概念の中にもともと含まれているものを述語において言い表すだけだから、その真理性を否定することは矛盾に行き着くだろう、たとえば「拡がりをもたない物体がある」と言えばそれは(事実と反するというのではなく)矛盾したことを述べたことになるというわけだ。他方、総合的判断は矛盾律だけでは理解できないような主語・述語の結合関係を言い表している。このような判断に到達するには矛盾律とは別の原理が必要とされる。それは、「ア・ポステリオリな総合的判断」の場合「経験」であり、「ア・プリオリな(=経験に依存しない)総合的判断」の場合は、ここでは詳しく述べないが、カントが経験を可能にする条件であると考えている「表象の総合的統

一」のその諸形式である。

さて、以上を見ただけでも「分析的 / 総合的」の区別に関するカントの説明にはたくさんの論点が盛りこまれている。「分析的判断」の特徴を数え上げてみると、「(述語が主語概念に)含まれている」、「(述語が主語概念のうちで)すでに考えられている」、「矛盾律のみに従ってその正しさを知ることができる」、「解明判断であり、認識を拡張しない」の四つを挙げることができるだろう。これらの言い回しには、それ自体として曖昧さがつきまとっているもの、互いに齟齬をきたすかもしれないもの、そういったものがある。事実、幾度となくこうした多義性や異なる次元の混同という見地から、後の論者たちはカントの定義を批判してきたのである。よくある批判をいくつかのタイプにまとめてみよう。

2 カントの定義に対する批判

第一に、論理的関係と心理的な関係との混同があるのではないかという批判。「含まれている」とか「矛盾律のみによって正しさが分かる」という説明は、述語と主語の間の論理的関係を問題にしているように見えるのに対して、「雑然とであれすでに考えられていた」ものを明るみに出す「解明判断」である、という説明は、判断を行う主体の心的状態の変化を言うもののように見える。しかし、心的状態が問題なのだとすれば、ある主語のもとで人がどんなことを思い描いているかが問われていることになり、それでは分析的判断が持つとされる必然的に真であるという性質(分析的判断はみなア・プリオリである以上)が説明できないだろう、という批判である。この批判は、論理学的対象や意味論的な事柄を心的事実や心理学的法則によって説明するいわゆる「心理主義」を批判した論者たちが、一致して行うカント批判である。

(もちろん、カントその人もある程度まではこの「論理的」「心理学的」の峻別を唱えた先駆者であると評価されているのだが¹⁾)。たとえば、エイヤーは、「心理学的規準」と「論理的規準」とでは命題の分類の仕方がずれてしまうと指摘している。「 $7 + 5 = 12$ 」という命題をカントは「総合的」と言うが、それは「心理学的規準」に照らしてのことである。つまり、「 $7 + 5$ 」のことを思うとき「 12 」のことまでは考えていないというわけだ。しかし、それを否定することが矛盾につながらないものが総合的判断であるという「論理的基準」に従った場合、この命題は分析的命題とみなさざるをえないというのだ (Ayer, 1936, pp.72-73)。実際、ライプニッツがやってみせたように、このような正しい足し算はそれぞれの数の定義から論理的に演繹できるのであって、もし「 $7 + 5 = 12$ 」を否定したら、それは「 5 」や「 7 」の定義に矛盾することになる、と論ずることができる (ライプニッツ『人間知性新論』4巻7章10)。こうして、エイヤーは、心理学的規準を排除し、もっぱら論理的基準に従って分析的命題を定義する道を選ぶのである。それによると、「分析的命題」は「言葉の定義」によって真であるような命題で、「総合的命題」は事実に照らして真であったり偽であったりするような命題である。

第二に、前項で言われた区別と重なることが多いが、もっと一般的な区別と考えられているもの、すなわち「事実の問題」と「正当化の問題」の区別が、カントの定義においてははっきりとされしていないという批判がある。「矛盾律のみに基づいてその正しさが知られる」とか、「含まれている」といった説明は、ある分析的判断が正しいと認められるその根拠にかんする特性を言っているのに対して、「すでに雑然と考えられていたものを明るみに出す」、「解明する」というのは、分析的判断の成立に至る事実的過程

を言ったものであるように見えるのである。たしかに、正当化を行うプロセスは、事実上は、解明のプロセスと同時に生起することもあるだろう。しかし、正当化の関係が論理的関係であって時間的な前後関係を意味していないのに対して、解明が進行する過程は事実の過程であり、時間的前後関係と切り離せない。つまり、これらは別の次元に属する問題なのである。この区別の必要性を明確に主張して「分析的」、「総合的」の再定義を行ったのはフレーゲである。「ある判断内容にどのようにして到達したか」という問題と「ある判断の正当性をどのようにして知るか」という問題とは別の事柄である、と彼は強調する。

「ある命題が私の言う意味でア・プリオリであるとか分析的であるとか呼ばれる場合、これは、われわれの意識のうちにその命題の内容を形成することを可能にした心理学的、生理学的ならびに物理的な諸条件に対して判断しているのではない。また、誰か他の人がおそらくは誤ってそれを真だと思うに至る、そのような過程について判断しているのではない。そうではなくて、件の命題を真だとみなすことの正当性が依拠する究極の根拠についての判断を述べているのである。」(『算術の基礎』 § 3)

フレーゲが区別する二種類の問題が属する文脈を、以下では「発見の文脈」、「正当化の文脈」と呼び分けることにしよう。「どのようにしてある命題の内容を形成するに至ったか」が「発見の文脈」の問題であり、「何に基づいて、いかなる推論によって、ある命題が証明できるか」が「正当化の文脈」の問題である。「発見の文脈」の中には、上の引用にもある通り、心理学的説明の対象となる事実だけでなく、もっと広く、

生物学的説明、物理学的説明等々の対象となるような事実も含まれている。つまり、「正当化の文脈」と「発見の文脈」を区別することは、「論理的問題」と「心理学的問題」の区別よりもいっそう包括的で根本的である。論理学者たちが「心理主義」を非難する根拠は、おもに、心理主義が正当化の文脈と発見の文脈を混同しているというところにあるのである。

第三に、多義性への批判とはまた別の角度からであるが、カントが「論理的なもの」の領域を著しく狭く見ている、言い換えれば、分析的判断の範囲を狭く見ており、そしてその価値を著しく低く見積もることになっているという批判がある。つまり、矛盾律以外にも分析的命題を基礎づけている形式がある。たとえば、排中律、論理的推論の諸形式（三段論法やのちの記号論理学の諸法則）があるといったことである。これらの形式のみにもとづいて真であると分かるような命題（あるいは命題の連鎖）を入れれば、「分析的命題」の範囲はカントが考えていたよりもはるかに広がるだろう。言うまでもなく、それらの命題は、述語が主語に含まれているという定義には当てはまらないものばかりである。フッサールがこのような批判を行っている。

「カントが（それにもかかわらずわれわれは彼に非常な親近感を抱いているのであるが）最も狭義の純粹論理学の領域を、矛盾律の支配する領域であると断定するだけで片がつく領域と思い込んでいたのは、まことに不運であった。カントは、あらゆる論理法則が、彼自身が明確に定義した意味での分析命題の性格をほとんど所有していないことに気づかなかつたばかりか、分析的思考の能作を解明するには、分析命題の明証的な原理を一つ指摘するだけで

は、ほとんど何の収穫も得られないことを見落としていたのである。」（『論理学研究』「第六研究」S.203）

これらの批判が提案している方向を要約して言うと、分析的判断から心理学的規準を切り離し、さらには判断が事実としてどのように形成されるかという発見の文脈をも切り離し、「論理的関係」に基づく正当化の文脈に置くことで再定義するのがもっとも理解可能な解釈の道である、ということになる。そして、論理的関係については矛盾律以外にたくさん関係があり、分析的判断と分析の繰り広げる判断の論理的連鎖はカントが考えていた以上に豊かな領域をなすことを認めよ、ということになる。これらの批判、提案を踏まえて私が示したいと考えているカント的思想は、次のようなものである。

カントにおける「分析的 / 総合的」の定義には確かに、「発見の文脈」と「正当化の文脈」が入り混じっている。これらの文脈は当然しっかりと分けなければならない。しかし、そのように分けた上で「正当化の文脈」にのみとどまろうとすると、この文脈の明確化の結果として当然生まれてくるはずの認識論的な関心に応えることができない。しかるに、ひとたび認識論的な関心に応えようとしたとき、つまり「発見の文脈」に注目したとき、分析的なるものの限界が本当に見えてくる。また同時に、分析的認識と総合的認識の動的な相補性が見えてくるのである。分析的判断による、あるいは分析的判断を志向しての、知的探求作業は、たとえそれなりの広がりを楽しむことができるにしても、絶対的に不十分だということだ。

だが、このようにカント主義の問題意識の真の価値が明らかになるためにも、論理学者たちによる「分析的」の再定義が優れた意義をもつことは十分に認められる必要がある。そこで、

カントの分析的判断を論理的関係の見地から、より正確には「正当化の文脈」において解釈できるかどうか試してみよう。そして、いかなるずれがそこに表れてくるかを見てみよう。

3 正当化の文脈(1) —— 証明の論理的構造

「分析的判断」の定義である「述語が主語の概念のうちにすでに含まれている」とか「すでに考えられている」とはどういう意味なのであろうか。もしそれが、主語の概念からいつも連想せずにはいられない事柄があるということであるならば、人によって、また社会によって、違ってくる事柄ではないだろうか(Beck, 1956, p.302)。

こうした曖昧な心理法則を排除し、分析的判断に元来求められているような「必然的に正しい」という特性を確保してやるため採りうる一つの解釈は、この判断の正しさが論理的必然性をもつような証明によって示されうると解釈することである。つまり、もっぱら「正当化の文脈」で分析性を解釈すること、その上で、経験によって確かめなければならないような真理を証明の前提にも証明の原理の中にも持たないような命題が、「分析的命題」と呼ばれるべきであるという解釈である。これを「論理的解釈」と呼ぶことにしよう。これだと、確かに、「すでに含まれている」、「すでに考えられている」の意味が明瞭に説明できるかのように見える。よく持ち出される例を使えば、「すべての独身者は結婚していない」という命題が、この解釈の意味するところをよく示している。「独身者」という概念は「成人」、「結婚していない」からなる概念であり、独身者が「結婚していない成人」であるということは「独身者」の定義である。このことを受け入れている人にとっては、「結婚していない」ということが主語概念の中に「す

でに含まれている」のはすぐさま納得できる事柄であろう。そして、「ある独身者は結婚している」と言われたら、それが矛盾であることもただちに分かる。つまり、同一律ないし矛盾律のみによって正しいとか間違っていると言える、というわけである。

このような説明は、『論理学講義』でのカント自身の説明にも適っているように見える。すなわち、「物体」という概念が a, b ふたつの徴表 (Merkmal, character) からなるとして、 b は「拡がり」という徴表を指すとする。そうすると、「物体の概念($a+b$)があてはまるいかなる x にも拡がり (b) が当てはまる」という命題は分析的判断である (Logik, § 36, Anmerkung)。他方、「概念($a+b$)があてはまるすべての x に対して、引力(c)があてはまる」という判断は総合的である。カントのこの表示法は不思議に述語論理の表現法と似ているので、この例を述語論理で表現することは容易である。「 x は不可入である」を「 Ax 」、「 x は拡がりをもつ」を「 Bx 」で表すとすれば、「 $\forall x((Ax \ \& \ Bx) \rightarrow Bx)$ 」が問題の命題の論理式ということになる。

確かに、分析性がこのような意味であるなら、その論理的な意義は明白である。分析的判断とはトートロジーだということだ。そして、カントの説明はこの見方に根拠を与えているように見える。先ほどと同様、「物体」の概念に含まれているとされる二つの徴表 a, b がそれぞれ「不可入性」と「拡がり」であるとしよう。カントの上の説明は、「すべての物体は拡がりを持つ」という命題を、「すべて不可入でありかつ拡がりをもつようなものは、拡がりをもつ」という命題に言い換えているのである。そして、この後のような命題の正しさが経験に依拠せずに分かるということは明らかであろう、と。「独身者は結婚していない」が分析的命題であるのも、それが実際は「結婚していない成人は結婚してい

ない」のことでありと考えられるからである。そして確かに、これらの例において、言い換えられた方の命題、すなわち「 $\forall x((Ax \ \& \ Bx) \rightarrow Bx)$ 」で表される命題は、決して偽とならない命題である。この命題は論理学の法則（推論規則を含む）以外に何も前提せずに証明することができる。仰々しいけれども、自然演繹のルールに従って証明しておく。

$$\begin{array}{l}
 1 \\
 \underline{Aa \ \& \ Ba} \\
 \underline{\quad \quad Ba} \quad 1 \\
 \underline{(Aa \ \& \ Ba) \rightarrow Ba} \\
 \forall x((Ax \ \& \ Bx) \rightarrow Bx)
 \end{array}$$

しかし、分析的命題は本当にトートロジー、つまり論理のみに依存する真理であろうか。カントの例にしる「独身者」の例にしる、そう解釈するには明らかに問題がある。

何が問題であるかという、そのようにトートロジーであるのは、あくまで「すべて不可入でかつ広がりをもつものは、広がりをもつ」という命題であって、「すべて物体は広がりをもつ」の方ではないということである。後者がトートロジーであると言えるのは、前者と等価であるとしたら話にすぎない。そして、そもそも「すべて物体は広がりをもつ」が「すべて不可入でかつ広がりをもつものは、広がりをもつ」という命題と等価であることを、どうやって人は知なのか、また証明しようというのか。

そしてまた、分析的判断がトートロジーだとすると、カントの意図から大きくはずれることになる。というのは、アルベルト・コーファが適切にも指摘していることだが（Coffa, 1991, pp.19-20）、上に定式化されたようなトートロジーの正しさを理解するためには「物体」とか「広がり」の概念について何も知っている必要はないからである。ただ、「かつ」とか「ならば」、

「すべての」、「 Ax 」（命題関数）といった論理学的概念の意味さえ知っていれば正しいと分かるのだ。他方、カントは、分析的判断は主語概念の解明を与えていると言っているのである。

「物体は広がりをもつ」は「物体」という概念の解明なのである、と。しかるに、「すべて不可入でかつ広がりをもつものは、広がりをもつ」というトートロジーの中には、そもそも元来の主語である「物体」が登場していないのだから、これが「物体」の概念の解明であるとはいえない。なぜにこの命題が「物体」概念の解明になっていると言えるのであろうか。このようなトートロジーを手にする前の段階、つまり「物体」という概念が「不可入でかつ広がりをもつもの」という概念と等価であると納得する段階こそが、主語概念の解明であると言われるべきではないだろうか。

こうして、正当化の文脈において見た場合にも、カント解釈としてみた場合にも、分析的判断を論理的真理（トートロジー）と解することはまったく不十分である。カント解釈として不十分であるということは、『論理学講義』の少し後を見るとはっきりする。トートロジーは分析的判断の一種にすぎないとカントは考えているのである。

「分析的判断における概念同士の同一性は表立っている（顕在的デアル）か、表立っていない（潜在的デアル）かである。前者の場合、分析的命題は同語反復的[トートロジー的] (tautologis) である。」(Logik, § 37, IX, 111)

トートロジー的命題はいくらほじくり返しても空虚(Leer)であり、何の帰結も得られない(folgeleer)とカントはつけ加えている。「人間は人間である」という命題がそうであるように、

て証明できるような命題に対する呼び名であるという解釈がもっともらしい候補として浮上してくるのである。実際、フレーゲは分析性をそのように定義した。フレーゲの考えでは、ある命題が「分析的」であるとか「総合的」であるとかは、「命題の内容」について言われるのではなく、命題がどんな前提にもとづいて証明できるかという見地から定義されるべきである。そして、もしも「一般的な論理法則」と「定義」だけを前提として証明できるような命題であればその命題は「分析的」であり、「特殊な科学の領域の法則」や「事実」を証明の前提として必要とするならば「総合的」であるというのである（『算術の基礎』第3節）。

しかし、「分析性」に関するこのような理論は、まだ問題を含んでいる。第一に、正当化の理論としてまだ徹底されていないという点である。なぜなら、一般に適切な定義というものは何を根拠としているのかがまだ明らかにされていないからだ。あるいは同じことであるが、ある命題が定義であると認められる条件は何か論じられていないからである。どんな命題でも好き勝手に定義扱いにしてよいわけではないのだから。なお、同じことは論理法則についても言える。つまり、どんなものを論理法則と認めるのか、その根拠は何かという問題が残るのである。しかし、論理法則の根拠についてはここでは問わない。それはそれで「分析性」をめぐる大きなテーマの一つだが、カントの「分析性」を理解する上では中心的なテーマではないのである。

第二に、カントが問題にしていた「発見の文脈」との乖離がよいよ著しくなっている。「物体」の定義から「物体は拡がりをもつ」という帰結を論理的に引き出す過程は、カントが「概念の分析」と呼ぶ過程とは、どうみてもあべこべの関係に立っているとしか思われぬのだ。

「独身者」という例の場合、「結婚していない成

人」がその定義であるということは誰もが同意するであろう。それゆえ定義から始めて論理的帰結を引き出すという企てに特に問題はないと思われる。他方、「物体」や「金」の概念に関してそのようにみなが合意するであろう定義があらかじめ存在していると言えるであろうか。むしろ逆に、「物体」に関する共通理解の内容を反省して「拡がりをもつ」、「不可入である」等の本質的特性を見出してゆき、結果、「物体」の一応の定義として「物体とは不可入でかつ拡がりをもち・・・であるような存在である」という命題に行き着くと言うべきではないのか。さきほどの推論図では一番上に定義が前提として置かれていたが、カントの言う概念の「解明」においては、むしろ定義が最後に来なければならないのではないだろうか。

以上、「分析性」の論理的解釈は二つの問題に行き当たることが確認できた。一つは定義の根拠は何かという問題であり、もう一つは、そもそもカントの「分析的判断」は定義からの論理的帰結（もしくは定義それ自身）なのか、という問題である。第二の問題点を先にはっきりさせておこう。

4 発見の文脈（1）——概念の分析

「分析的判断」は定義もしくは定義からの論理的帰結のことなのであるだろうか。論理実証主義者をはじめ、そのように解釈、というより再定義する論者は多い。カント自身においてはどうか。カントの「分析的判断」は、その意味から言えば、定義や定義からの論理的帰結のことを言っているのではない。しかし、分析的判断の内容は定義ないしその一部であると言うことはできる。この一見したところ曖昧な位置づけは、定義というものがはじめから完全であるわけではなく、絶えず改善の途上にあるという

認識をカントが持っていたことを考えたとき、奇妙なものではなくなるだろう。

定義とは、カントの考えでは、「あるものの周到で遺漏のない、換言すれば明白でかつ十分な概念を、このものの限界内で根本的に明示すること」である (A727 / B755)。あるいは、「十分に判明で精密な概念」とも定義される (*Logik*, §99.)。それでは、概念が判明であるとか精密であるとはどういうことかという、概念を構成する要素である適切な「徴表 (Merkmal)」が集められ、それによって他の事象から区別されるようになっているとともに、それらの徴表相互が識別され、また徴表相互の関係が分かるようになってい、ということである。定義が完全である場合、対象の内的な仕組みが理解されていて、そのような対象が可能であるゆえんが理解されるようになってい。当時の言葉で言えば、対象の「実在的本質」を言い表す定義、「実在的定義」である²。しかし、そのような完全な定義はほとんどの場合不可能である。完全な定義が可能であるのは数学の領域においてのみであるとカントは強調する。なぜならば数学においては定義が対象を作り出すのだから。もちろん、それも不可能な対象に関する空想ではない。数学的对象の場合、その本質的構造ならびに可能性は、われわれが自ら対象を直観において構成できる (作図や記号の結合を助けとして) という事実により、定義の時点ですでに判明に理解されているのだ。数学においてだけ、人は定義や公理から始めて一切を演繹的に進めてよいのである。これに対して、数学以外の領域においては、対象の本質が最初から分かっているわけではないし、探求によって完全に判明になるという保証もない。それゆえ、厳密に言えば定義は不可能である。しかし、対象の本質への探求を始めるためにも定義は必要であり、その定義はつねに改善の可能性に対して開かれ

ている。つまり、定義は暫定的なものなのである³。程度の差はあれ、それは対象を他の種類の対象から識別するのに必要な徴表を手にすることに甘んじざるをえない。当時の言葉で言う「名目的定義」である⁴。これらの領域においては、つまり自然科学や形而上学の領域においては、定義は演繹の大前提ではなく、探求の目標なのである。数学における定義は概念が「存在するため ad esse」にあるが、それ以外の領域では、定義はある概念が「よりよくあるため ad melius esse」にある (B759 Anm.)。それゆえ、数学以外における定義とは、厳密には「定義」ではなく「解明 exposition」と呼ばれるのが適切である (B757)。以上がカントの定義についての見解である。

定義が得られ改善されていくこの過程の中に「分析」、すなわち「概念を判明にすること」という知的作業が位置づけられている。分析の成果が分析的判断である。それゆえ、分析的判断は定義からの帰結ではなく、定義の生成過程に位置すると言わねばならない。L.W.ベックの研究が明確に述べているように、分析的判断は「概念の分析」の所産であることを本義とする。それら分析的判断の編成されたものが定義 (名目的定義) なのである。例に即して言えば、「物体は不可入で拡がりをもつような存在である」のような定義がまずあって、そこからの帰結として「物体は拡がりをもつ」が演繹されるのではなく、逆に、「物体」の定義を求めてわれわれがこの概念を反省し分析するところから「物体は拡がりをもつ」という判断が見出されるということだ。これは論理的な前提・帰結関係の話ではなく、事実における前後関係の話である。そしてこの事実の文脈、あるいは発見の文脈を、「分析的判断は解明的判断である」というカントの説明が問題にしていることは明らかであろう。

それでは、分析的判断が分析にもとづくときとカントが言うときの「分析」とは、どういう知的操作であろうか。それは「演繹」よりも意味が広い。発見の文脈に属するからである。「分析」に対するカントの説明は系統的にまとまっているのだが、少なくとも、その最も基本的な操作は「比較」である。比較しながら複数の事物の共通点、差異を見出し、それによって様々な徴表を抽出する。「拡がりをもつ」、「色をもつ」、「延性がある」などである。これらが対象を分類する上での指標となり、「物体」、「金」といった分類上の概念を形成させるわけである。カントの「分析」という語は、人類、社会、個人が歴史の中で積み重ねてきた分類行為を指しうるとともに（「表象の分析」がこれに当たるだろう）、すでに人々の共通理解となっているものを個人が反省して分類済みの概念の徴表をあらためて引き出すという行為をも指すことがある（「概念の分析」がこれに当たる）と考えられる。表象の分析は抽象により概念を作り出す行為であり、実はカントにおいても重要な知的作業と位置づけられている。その分析はしかし総合を前提とし、また総合を動機づけることで、本当に認識の改善という意義を全うする。これがおそらく、カントが念頭に置いている定義の改善の過程である。カントのこの考えを理解しないと、分析的と総合的の区別の真の重要性を見誤ることになる。つまり、分析的判断の限界というカントの論点は、「分析的判断」を「発見の文脈」に位置づけることで初めて理解可能なテーマなのである。

確かに、判断の内容から見れば、分析的判断の述べる内容が名目的定義やその一部であると言えることは間違いない。また、定義とそこからの帰結を指してカントが「分析的判断」と呼ぶことが少なくないのも確かである。（特に、失敗した形而上学の命題がそうだ。）分析的判断は、

発見の文脈におけるその来歴による定義を不可欠とするという点を忘れない限り、「分析的判断は名目的定義（の一部）である」と言うことは、間違いではない。しかし、ならばそのように二重の文脈で定義するよりも一つの文脈に特化した方が明解ではないのか、という苦情が当然出てこよう。「分析的判断は名目的定義（の一部）である」、それだけでよかろう、と。しかし、カントはそのような提案を肯んじないのである。

5 発見の文脈（2）——分析と総合

カントが弟子のシュルツに書かせたある文章の一節は、「主語の概念の中に含まれている」「名目的定義に属している」とみなしていることが明らかである。

「主語概念のうちに含まれているものをどれだけ多くすべきかあるいは少なくすべきかという論争は、『ア・プリアリな総合的判断はいかにして可能か』というもっぱら形而上学の問題においては、これっぽちの影響ももたらさないものであり、単に定義に関する論理的教説に属するにすぎないのだ。そして論理的教説はというと、疑いもなく、定義の中には定義される事物をその他の事物から区別するのに必要な分より以上の徴表をもう持ち込んではいないと要求する。」（Schultz, *Rezension von Eberhards Magazin*, in Ak. XX, 409）

ここで、事物を他の事物から区別するのに必要な分の徴表だけを含む定義と言われているのが、名目的定義を指していることは、言うまでもない。それゆえ、分析的判断とは名目的定義の内容であると確かに解することができる。ところが、この文章が暗示しているように、述語が定

義に属するか属しないかで「分析的 / 総合的」を定義することでは、批判哲学のテーマを何ら理解することができないとシュルツ=カントが考えていることも確かなのである。敢えて単純化して言えばカントの論理はこうなのだ。「述語が主語の定義（論理的本質）に属しているのが分析的判断である」と言えば、カントは「そうだ」と認めるだろう。しかし、「では、述語が主語の定義に属していないのが総合的判断ですね」と問うたら、カントは「否、まったく不十分」と言うだろう（Ak, VIII, 239, 242, 245）。まして「定義の内と外の間地帯にある述語がア・プリオリな総合的判断の述語ですね」と言おうものなら、カントは憤激するはずだ。その憤激がエーバーハルト一派の「批判哲学」批判に対する反論、『純粹理性批判無用論について』（1780）を書かせたのである。上のシュルツの文章もカント派の戦線の一環として書かれたものだ。エーバーハルトの理解は、主語概念の本質に属する述語が分析的判断の述語で、本質外の述語が総合的判断の述語、そして両者の中間に位置する「属性」こそがア・プリオリな総合的判断の述語、というものである。この無理解にカントは湯気を立てて怒っている。

まるで禅問答のようなカントの主張のこのよじれは、「分析的 / 総合的」の区別について彼が二重の規準を持っていることに気づかせる。それを論理的規準と認識論的規準と呼ぶことにしよう。「論理的規準」とは「述語が主語概念の定義に属するか属さないか」ということである。「認識論的規準」とは「認識の解明であるか拡張であるか」ということである。これまでのわれわれの術語で言えば、「正当化の文脈」における規準と「発見の文脈における」規準であると理解してよい。カントは論理的規準によって「(主語) 概念の内と外」の違いを説明してみせながら、他方、その論理的規準で満足する人

は「概念の外」に出ていない、と突き放すのである⁵。「主語概念の定義に属さない述語を主語にくっつけたものが総合的判断だ」と言って納得している人は、「概念の外」ということを言葉でだけ理解していて、まだ概念の外に出ていない。「概念との論理的関係で」述語を考えているのであって、「対象との実在的关系」に立っていないのだ（Ak, VIII, 238）。そして、その証拠が、その人が「ア・プリオリな総合的判断」を論理的本質（名目的定義）の内外の間地帯に求めているという事実によって露呈してしまうのである。（つまり、論理学と科学の間地帯に哲学ないし形而上学の固有の対象領域がある、という夢、論理学者のようにアームチェアに座って科学者のように世界について語るという夢である。）論理学的規準にとどまる人は、定義を所与のもののみなし、そこから演繹できるものできないものの差だけに関心がある。しかし、定義が探求とともに改善されうると認めるならば、人はもはや演繹には満足しないだろう。そこで、定義の改善（＝対象の本質の究明）はいかにして可能かが、大事な問いとして浮上する。これが認識論的規準から見た「分析的」と「総合的」の分かれ目である。この規準から見たとき、演繹に専念する人はもとより、概念の分析にとどまる人（中間地帯を目指す人）は、ともに「概念の内」にとどまっていると批判されるのだ。

今後、論理的規準において区別されるものを「分析的命題」「総合的命題」と呼び、認識論的規準において区別されるものを「分析的認識」「総合的認識」と呼ぶことにする。「判断」という語は「命題」と「認識」の両方を意味しうる。

それでは、分析的認識の限界はどこにあり、なぜに総合的認識が必要とされるのであろうか。皮肉屋はこう言うかもしれない。「概念の外に出るなどということがそもそもありうるのか」と。

そして、カントの「いかにして私の概念でもってこの概念自身を超えていくか」(Ak, VIII, 242) というテーマを、言葉の綾でしかないと言うかもしれない。確かに、測定装置の目盛りを読む人でさえ物理量の概念と装置の仕組みに関する概念を通して対象を見ているのだと言うことはできる。しかし、だからといって、アームチェアに座って「電気」の概念に思いをめぐらせる人と実験をする人との間に何の違いもないということになるだろうか。「物体の重さ」について頭で考えている人と、重さの異なる球を同時に落としてみる人(B XII)との間に何の違いもないというのであろうか。

定義が厳密になっていく過程、つまり人間の知識が対象の本質に近づいていく過程を振り返ってみればすぐに分かる。「魚」を例にとろう。かつては「水の中に生息する、ヒレで泳ぐ生き物」という日常的レベルの概念理解が魚の名目的定義であったろう。それが「卵生でエラ呼吸をする」等の徴表を得てより厳密な定義となるために、どんな知的作業が必要であったろうか。系統的な観察、解剖が不可欠であったろう。そして、解剖によって見つかった器官がどんな機能を持つのかは、実験してみないと分からない。そして、外観に置いては著しく異なっている生き物同士が、同じ機能を持つ器官を所有していることが分かることもあれば、その逆に、概観が似ていても同じ器官を持っていないと分かることもあるだろう。このようにして、比較の仕方が感覚的に見た類似性の観点を出発としながら、次第に機能の同一性や構造の同型性という観点にとって変えられる。かくして鯨が「魚」から排除されるのである。機能や構造を知ることは、対象の概観やふるまいの中のある種のものが不変で必然的であるゆえんを理解させてくれる。「魚」の概念に関する人々の共通理解をいくら明るみに出してみても、このような

本質的な改善を実現することはできないだろう。「金」の概念についても同じことである。

このような定義の本質的な改善は「分析」だけでなく、カントが「総合」と呼ぶ知的プロセスを不可欠とする。総合が本質とするところは、注意して読むと分かるが、対象の機能や構造を把握するプロセスなのである。そのことは、総合的認識を実行する手引きとカントが位置づけている「純粹悟性概念の図式」のもつ意味を考えてみれば分かる。「純粹悟性概念の図式」とは実験や系統的観察、理論的構造化のためのごく基本的な手順を言っているのである。たとえば、「因果性」の図式は、「それが任意に指定されるとある他のあるものが必ずこれに引き続いて起こる、そのようなある実在的なもの」(B184)と説明されている。これは、対象の機能を調べる作業への指示であり、それも、操作可能な複数の要因のうち、他はそのままにしてある一つだけを変えてみる、という指示である。「量」の図式が外延量の測定基準の設定を指示していることも見て取りやすい。

こうして、分析的判断の限界は「発見の文脈」に立った時、本当に明らかになるのである。そして、「ア・プリオリな総合的認識」が論理学と科学の中間地帯になどなく、本当に実証的に対象と向き合う時の思考の原則だということが分かるだろう⁶。

6 正当化の文脈(2) —— 定義の根拠

最後に、3節の終わりでつき当たった一つ目の問題に立ち返ろう。定義の根拠は何なのか、という問題だった。分析的判断にまつわるこの問題を克服するために、論理学者たちによって提案された答えが、「言葉の意味に関する規約」というものである。カントの分析的判断も内容においては名目的定義(の一部)なのだから、

この規約主義的説明があてはまるかどうか、検討してみる価値がある。

フレーゲは、「定義」とは既知の複数の表現を単一の表現で置き換えることであるという考えをたびたび提示している。それは、簡略化された表現の設定なのである⁷。従って、定義するものと定義されるものは、同義であると言うことができる。「結婚していない成人」が「独身者」の定義であることなどは、このような説明に該当するだろう。しかし、二つの言語表現が同義であるとみなせるその根拠は何だろう。それは任意な取り決め (stipulation, convention) である。つまり、そう決めたからそうなっているということである。だから、『すべての独身者は結婚していない成人である』と君が言う根拠は何か」と問われたら、「言葉の使い方がそのように決まっているから」ですむ⁸。

カントの分析的判断の諸例は、はたして以上のような解釈を受けつけるであろうか。つまり、「物体は拡がりを持つ」や「金は黄色の金属である」などの命題は、言葉の意味に関する規約なのであるだろうか。

確かにこれらの命題が言葉の意味に関する取り決めにもとづいて真であるというのも事実である。「金属でない金が見つかった」という報告を聞いたら、われわれは、「それは金とは言わないのじゃないか」と抗議するだろう。いくらSFの世界でも「拡がりをもたない物質」が出てきたら、「それは物質と言うべきじゃない」と読者は反応するだろう。それゆえ、「金属でない金」は確かに矛盾である。それは、言葉の取り決めに反するからなのである。しかし、「独身者」が「結婚していない成人」という複合的表現の略称であり、「UN」が「United Nations」の略称であり、「 Σn 」が「 $1+2+3+\dots$ 」の略称であるのと同じように、「金」は「黄色い金属」の略称として定められた言葉なのである。また、

同じように「物体」は「不可入でかつ拡がりをもつもの」といった表現の略称なのであるだろうか。否であろう。「 Σn 」の定義が記号と記号の等価関係を定めたものであるのに対して、「金は黄色い金属である」は、少なくともそのような取り決めを言っているのではない。それは何らかの意味で金という対象の本質的特徴を言い表している、と言うべきではないだろうか。

その証拠に、定義が純粹に記号間の等価性の取り決めにすぎない場合、対象の研究を通して定義が改善されるということが起こらない。「独身者」や「 Σ 」の定義が、その対象の研究が進むことによって修正されるということがあるだろうか。他方、「金」の場合は、はじめは「黄色の金属」程度の説明ですまされていたものが、「原子番号 79 の金属」といったより厳密な定義 (解明) を得ることがあるのである。それゆえ、こう言うことができる。分析的判断は記号の設定に関する規約ではないが、言葉の意味に関する規約ではある (それゆえ経験に依存しない、ア・プリオリだと言われる)。そして、同時に対象の本質をある形で言い表している、と。

この解釈が奇妙なものでないことは、次のような間接的な考察である程度納得がいくだろう。すなわち、定義というものはそれが厳密になればなるほど、つまり対象の内的構造を表すものになればなるほど、それだけ一層「取り決め」という性格が自覚されやすいものになる、という事実を考えてみることである。そして、場合によっては、ある演繹的体系における公理や論理的帰結という性格をもつようになるものだというところを。物理学者の幾世紀にわたる探求と議論の結論が、整備された物理理論においては「定義」や「公理」の位置を占めることようになるのはよくあることだ。オイラーの力学の著作のある章は次のように始まっている。「定義：力能とは物体を静止状態から引き出して運動さ

せるか、あるいは、その運動を変える力のことである。」⁹ この定義は歴史的には出発点ではなく到達点だったのであり、発見の文脈と正当化の文脈では順序があべこべになっているのである。また、物体の自由落下が等加速度運動であるという命題も、こうした定義から演繹されるという点では「言葉の意味の規約」からの帰結であるが、同時にまた、事実根拠をもつ命題でもあるのである。卑近な例で言えば、われわれが鯨は魚ではないということを学ぶとき、事実を学ぶと同時にある言葉の取り決めを学んだのだという自覚を持つてはいないだろうか。「金は原子番号 79 の金属である」と学ぶときなどは、その自覚はいっそう明確であろう。より構造化された取り決めほどより対象の内的仕組みを捉えている。より優れた概念構築ほど対象の本質に迫っている。それはなぜなのか、という問いの前で、「ア・プリオリな総合的認識」の意味にも初めて迫れるはずである。

ともあれ、おそらく「金は黄色の金属である」も、初歩的な仕方にせよ、ある既に構築された概念の解説なのである。それは感覚的徴表にもとづく大づかみのものではあるが、「どんな分類でも混沌には優っている」(Lévi-Strauss, 1962, pp.28-29) という意味で、すでに合理性があり、根拠ある取り決めとなっているのである。分析的命題や名目的定義の根拠という問題は、そのように発見の文脈におけるその来歴と、爾後の探求への寄与を叙述する形でしか答えられないだろう。

注

¹ 論理学に心理学的な原理を混入してはならない、とカントは『論理学講義』(イェッセル編)の冒頭で述べている。心理学はわれわれが現にどのように考えてきたか、また考えているかを記述するのに対して、論理学は、われわれはどのように考えるべきかを説くものであるから、と (Ak. IX, 14, 18)。また、カントのいわ

ゆる超越論的論理学についても当然同じことが言える。

² 「実在的定義」と「名目的定義」の対比は、少なくともポール・ロワイヤル論理学までさかのぼることができる。Cf. Kant, *Logik*, § 106; Beck, 1956 p.295.

³ 「定義は試みとしてのみ行うことが許される。」Kant, *Logik*, § 109, Anm. 1.

⁴ 「名目的定義」とは「ある名前に任意に与えたいと思つた意義を包蔵するような定義」であり、それゆえ「その対象の論理的本質 (das logische Wesen) を指示するだけでよしとするような、あるいは単に対象を他の諸対象から区別することに役立つような、そのような定義」である。Kant, *Logik*, § 106; B.

⁵ その証拠に、「一般論理学」(形式論理学)は「分析的判断」と「総合的判断」の区別さえ知る必要がない、と幾度となくカントは述べている。

⁶ フレーゲとフッサールは「ア・プリオリな総合的命題」の存在を認めているが、いずれも「中間地帯」の画定という思想の上に成り立っており、カント的というよりはエーバーハルト的な「総合的ア・プリオリ」である。つまり、総合的命題を集めているように見えても分析的認識なのである。たとえば、フレーゲにとって「ア・プリオリな総合的命題」とはその証明の前提として「特殊な科学の法則」を必要とするが「事実に関する真理」は必要としない命題である。幾何学の命題がこれにあたる。幾何学の法則は論理学の法則に比べたら「特殊」であると位置づけられているのだ。フッサールはというと、『論理学研究』「第三研究」で「ア・プリオリな総合的命題」の公理系というものを構想しているが、これも形式的なものを実質的なものの中間領域である。そこで提示されているような命題(「同一の面が赤くかつ緑であるということはない」など)は、シュリックが「日常生活においても科学においても役に立たない」と批評するのも無理ない性質のものだ。Schlick, 1930. 逆説的なことに、「ア・プリオリな総合的命題」の存在を否定したシュリックの方が、「定義」が質的な改善をこうむる動的過程に真剣な関心を抱いている (Schlick, 1925, § 11, pp.64-65.)。「総合的命題」への執着が「総合的認識」の邪魔をするものようである。

⁷ プルーストの研究を参考にして、フレーゲのこの見解の典拠を挙げておく。Begriffsschrift, § 24, § 56 ; cf. Proust, p.122.

⁸ ただし、フレーゲの「定義」に関する説明はこのような規約主義的 (conventionalistic) 見解で尽くされるのではない。どんな規約でも勝手に作ってよいというものではないからである。定義は、体系性、操作可能性のような、形式的体系の構築を可能にするような特

性をそなえていなければならない (Proust, p.123)。しかし、フレーゲのこれらの要求は、形式的体系一般の基礎になるような概念(「数」、「関数」など)を念頭に置いたものであり、つまりは論理学や算術の基本概念の定義に関して述べられたものである点に注意しなければならない。

- ⁹ Leonhardi Euleri *Mechanica sive motus scientia, analytica exposita*, Petropoli, 1736. Cf. Duhem, 1914. 邦訳 350 頁。

<参考文献>

[カントの著作]

『純粹理性批判』からの引用箇所は、原典第一版(Aで示す)と第二版(Bで示す)の頁数を併記して示す。そのほかのカントの著作からの引用はアカデミー版カント全集(Ak.と略す)の巻数(ローマ数字)と頁数で表示する。そのほか、以下の略語を使うことがある。『プロレゴメナ』: *Prol*; 『論理学』(イエツシエ編): *Logik*。

[その他の著作]

Ayer, A.J., (1936), *Language, Truth and Logic*, repri.in Penguin Books, 1990. エイヤー『言語・真理・論理』吉田夏彦訳、岩波書店、1955年。

Beck, Lewis White, (1956), “Kant’s theory of definition”, in *Philosophical Review*, repri.in Gram (ed.), 1967.

Beck, Lewis White, (1955), “Can Kant’s synthetic judgments be made analytic?”, in *Kant-Studien*, 1955, repri. in Gram (ed.), 1967.

Bennet, Jonathan, (1966), *Kant’s Analytic*, Cambridge University Press, 1966, repri. 1999.

Coffa, Alberto, (1991), *The Semantic Tradition from Kant to Carnap*, Cambridge University Press.

Frege, Gottlob, (1884), *Grundzüge der Arithmetik*, Felix Meiner, Hamburg, 1986 『フレーゲ著作集 2 算術の基礎』野本・土屋訳、勁草書房、2001年。

Duhem, Pierre, (1914), *Théorie physique: son objet et sa structure*, 2e ed., デュエム『物理理論の目的と構造』小林・熊谷・安孫子訳、勁草書房、1991年。

Gram, Moltke S. (ed.), (1967), *Kant: disputed questions*, Chicago, Quadrangle Books.

Husserl, Edmund, (1901), *Logische Untersuchungen*, Zweiter Band, II Teil, 2 Aufl., Max Niemeyer Verlag, Halle. フッサール『論理学研究 4』立松弘孝訳、みすず書房。

Lévi-Strauss, Claude, (1962), *La pensée sauvage*, 1962, Librairie Plon. レヴィ=ストロース『野生の思考』

大橋保夫訳、みすず書房、1976年。

Proust, Joëlle, (1986/1989), *Questions de forme: Logique et proposition analytique de Kant à Carnap*, Librairie Arthème Fayard, Paris, 1986. *Questions of Form: Logic and the Analytic Proposition from Kant to Carnap*, tr.by Anastasios Albert Brenner, University of Minnesota Press, Minneapolis, 1989. 英訳の方を参照した。

Schlick, Moritz, (1925), *Allgemeine Erkenntnislehre*, 1918, 2 Aufl., Berlin, Verlag von Julius Springer.

Schlick, Moritz, (1930), “Gibt es ein materiales A Priori?”, in *Gesammelte Aufsätze: 1926-1936*, Georg Olms Verlag, Hildesheim, 1969. シュリック「事象的アプリアリは可能か」、『現代哲学基本論文集』坂本百大編・土屋俊ほか訳、勁草書房、1986年。